

2009（平成21）年3月9日

財団法人日弁連法務研究財団による島根大学大学院
法務研究科の認証評価報告書原案に対する意見書

島根大学大学院法務研究科

第1 第1分野に対する意見

「1-5-1 特徴の追求」の記述部分について（19頁7～8行）

「履修者数が多くないこともあり、学生がそれを十分理解して志向しているのか疑問なしとしない」とあるが、本学研究科の設置理念の一特徴の国際性に対応して、オリエンテーション時、また教員が履修指導時、国際性科目の履修の意義を説明し学生は「登録」を相当数行っているが、最終的に現実に受講し「履修」している学生が多くはないのである。この改善のため、教員指導とともに、国際性科目の履修義務化をはかっている。学生は、新司法試験の合格率の現状から、選択する司法試験科目を中心に、履修負担の少ない科目の受講傾向があることも承知されたい。

これらの事実を踏まえた記述に変更訂正を求める。

第2 第3分野に対する意見

「3-2-2 教育支援体制 1 当該法科大学院の現状（1）人的支援体制」の記述部分（39頁）

「法科大学院学生の教育的補助を行わせる TA」という記述になっているが、本研究科にあっては、この部分はアカデミック・アドバイザー（AA）のことであり、訂正を求める。

第3 第4分野に対する意見

1. 意見

評価報告書原案の第4分野における教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みについて、以下に述べるように、誤解ないし事実誤認が存在する。したがって、記述の訂正を求める。

1 「4-1-1 FD活動(5) 外部研修等への参加」の記述部分(44頁)

この部分の記述内容は正確でなく、教員研修(特に研究者教員の実務研修)は実施されているが、計画的系統的に実施されておらず、効果的にFD活動と結びついていないのが現状である。

2 「(6) 相互の授業参観」の記述部分(44頁)

授業参観の成果についてFD会議全体での話し合いがなされていないと断定されているが、正確な現状把握でない。授業参観そのものの成果に関する記録は十全でないが、授業参観での内容は適宜FD会議の場で話し合われており、授業改善に役立っているのが現状である。

3 「2当財団の評価(1) 全体」の記述部分(45頁)

「外部研修等にも参加しているが、FD活動の成果が教育内容・方法の実効性ある改善につながっているとは必ずしもいえない。」との表現は、FD活動全体について評価しているのか、外部研修等についてのみ指摘しているのか判然としない。

4 「(2) 組織・体制の整備」の記述部分(45頁)

「FD活動・組織は、『FD規則』によって規定されているが、着実な運用のためには、よりきめ細かな規定が必要ではないかとの疑問を持った。」と書かれているが、文意が不明である。特に、なぜ着実な運用のためには、よりきめ細かな規定が必要なのか、また、その場合、どのような内容のきめ細かな規定が必要なのか分からない。

5 「4-1-2 学生評価(2) 評価結果の活用」の記述部分(46頁)

この部分の記述内容は正確でないので訂正を求める。

全学生との意見交換会でも、アンケート結果について、全学生と教員で意見交換を行い、そこでの成果を学生の視点に立った授業改善に結び付ける取り組みがなされ、また、調査結果については、各教員は当然のこと、FD会議や教授会等での教育改善のための議論において有益な資料のひとつとして組織的にも活用しているのが正確な現状である。

第4 第5分野に対する意見

1. 意見

評価報告書原案の第5分野におけるカリキュラムについて、以下に述べるように、誤解ないし事実誤認が存在する。また、これについての誤解ないし事実誤認にも続く消極的な意思否定的評価の結果、この分野の評価がCとなっている。したがって、誤解ないし事実誤認の箇所について訂正するとともに、C評価を訂正することを求める。

1 「5-1-1科目設定・バランス(3)科目の配当」の記述部分(49頁)

「当該法科大学院は、クォーター制を採用しており、時間割により、結果的に学生の自学自修を妨げる状態がある。」と断定的に書かれているが、学生の自学自習を促すために、基本的に、同じ曜日に同じ学年配当の授業科目が集中しないように、また、同じ授業科目が連続しないように、毎年度の授業時間割を作成しているのであり、上記の記述部分のように断定的に評価されることには疑問がある。

2 「2当財団の評価」の記述部分(49頁)

「また、必修科目と選択科目の重複、学生の学修量等の負担に見合った時間割になっているかどうかなどについて、問題がある。」との断定的な評価がなされているが、この点についても、学生の自学自習を促すために、基本的に、同じ曜日に同じ学年配当の授業科目が集中しないように、また、同じ授業科目が連続しないように、さらに必修科目と選択科目の重複をできる限り避ける等の考慮をし、毎年度の授業時間割を作成しているのであり、上記の記述部分のように断定的に評価されることには疑問がある。

3 「5-1-2 科目の体系性・適切性 2(3)科目についての記述部分(53頁)

(1)「地域性を重視している割には、地域性に関連した科目が少なく、『地域と法』で取り上げるテーマも必ずしも山陰地方に特有の問題ではないため、より山陰地方に特有の問題を取り上げるように内容を改善すべきである。」と書かれているが、しかし、地域性に関連した科目群は、「地域と法」科目以外に、山陰の地域社会に深く関係をもつ少子・高齢化・中山間地(過疎地)の家族問題を意識した「家族と法」及び「高齢者」を「展開科目群A(地域・国際関連科目)」として配当し履修の縛りをかけていること、また当該科目のシラバスに記載の通り、地域社会と法(法的問題)の関係を考察することも目的にしており、とりわけ山陰地域に特有な問題だけを取り扱っている授業ではないので、この記述内容には疑問がある。

(2)「基礎法学・隣接科目群の『金融経済論Ⅰ・Ⅱ』については、内容が一般的な経済の基礎知識ないし経済評論にすぎない。たとえ隣接科目であっても、法科大学院の科目である以上、単に一般的な経済・社会について講義するだけではなく、法律的な意味合いもあわせて取り上げ、経済と法的な規制や仕組みとを結び付けた内容とし、双方向の授業をすることが望まれる。」との記述があるが、事実と異なる。当該科目は法との結びつきを強く意識した金融経済論の内容になっており、そのことは学生による授業評価アンケートから

も十分に知るところである。

4 「3多段階評価」の記述部分（54頁）

クォーター制（4学期制）のメリットとデメリットについては、以前から本研究科でも検討してきており、その功罪の「検証」は必要であると思われるが、本評価報告書原案にあっては、その全体的な評価姿勢として「検証」の必要性を述べながら、「問題点」ないしは「改善すべき点」を指摘されていて、その結果、多段階評価が C になっていることに疑問を隠せない。

第5 第6分野に対する意見

1. 意見

評価報告書原案の第6分野における授業について、以下に述べるように、誤解ないし事実誤認が存在する。したがって、記述の訂正を求める。

1 「6-1-1 授業計画・準備」の記述部分（59頁以下）

(1) シラバスは各科目の授業計画・進行予定表であり、授業（講義）概要は、そのシラバスに基づいた各授業単元の教育目的（ねらい）、取り上げる法制度や法的问题等、そしてそれに関する学説理論と判例を示し、学生の自学自習を促すことを目的とする。さらに、原則1週間前までに配付する各授業單元ごとの授業レジュメと授業資料は授業直前の自学自習をさらに促すために学生に事前配布されているものであり、シラバス、授業（講義）概要、授業レジュメと授業資料を混同している。また、それらが、実質的に法学未修者が多い本研究科において学生の自学自習を促すための複層的な授業準備の取り組みである点が看過されていて、記述内容に問題がある。

(2) 60頁の「学生が知識詰め込み型の学修を行う方向に導く危険性があるものもある。」という記述は、上記のことをまさに看過しており、正当な評価ではない。

(3) 「また、教員が講義概要に縛られすぎてしまう危険性もないではない。」という評価も、具体的に何を指して言われているのか不分明であり、授業はあくまで授業時間中の学生の授業への反応や理解度を実際に見ながら授業を進行するのであり、事前配付された授業概要に教員が過度に縛られ授業を行うなど実際にはありえない。

2 「6-1-2 授業の実施」の記述部分（61頁10～11行）

「総合科目等においては、双方向・多方向での討論形式や事例発表形式の授業を行っている」という記述部分は実際に肯定できるが、5頁の記述部分と整合しない。

3 61頁21～22行の記述部分

「試験答案については、その出題の意図・狙いなども書いた解説を添付して返却している」とあるが、試験終了時に、その出題の意図・狙い、配点、採点基準なども書いた文書を交付するとともに、とくに採点後に解説が必要な場合、試験答案については、答案採点上での解答傾向、問題点を示した解説を添付して返却している。基本は、試験終了時に「解説」等を配布している。

4 62頁の記述部分

(1) 「講義概要は詳細にすぎる場合もあり、…1年次生にとって過剰な負担を与えていないか検証すべきである。」と言われるが、何を基準にそうと言われるのか具体の指摘がない。

純粋法学未修者が多い本研究科においては、法的な基本知識を1年次の時に学生に定着させ身につけさせることがなぜ「考える力を伸ばすことを阻害」するのか、その根拠が明示されておらず、記述内容に疑問がある。

(2) 「学習チェック票」の記述部分につき、「平常点評価につながる点から学生が率直に

疑問点を記しにくい雰囲気になっていないか検証し」と書かれているが、むしろ、「学習チェック票」に学生が積極的に授業内容に関して疑問点を記入することをオリエンテーションや意見交換会などの学生への学習指導において重ねて伝えており、また、積極的に疑問点を記入した学生の方がその学習姿勢が高く評価されるのであり、該当部分の記述内容に疑問がある。

(3) 多段階評価がCについては疑問がある。「全体として知識の伝達ないし詰め込みに力が向けられていることがうかがわれる。」と評価されるが、この場合の「全体」とは何を指しているのか、また、上記の通り、上学年へ進級するにしたい「考える力」を着実に身につけるために、純粹未修者の多い本研究科において1年次の時に法的な基礎知識を学生に定着させると教育的取り組みのどこに問題点があるのか、その根拠も含め具体的な記述がなく、その点に疑問がある。基礎的な知識の定着と考える力の修得は車の両輪であり、いつどのようにどの程度知識の定着を図り、考える力を学生に身につけさせるかは、学生の状況を見ながら行わざるを得ず、紋切り型の授業方法では教育効果は上がらないと思われる。

5 「6-2-1 理論と実務の架橋」の記述部分(64頁)

「必ずしも、山陰地域に特有の問題が取り上げられているわけではない。」とあるが、当該科目のシラバスに記載の通り、地域社会と法(法的問題)の関係を考察することも目的にしており、とりわけ山陰地域に特有な問題だけを取り扱っている授業ではないので、この記述内容には疑問がある。

『地域と法』については、内容、負担等において問題点を指摘する意見がある。」とは誰の意見なのか、学生の意見なのか、または評価員の意見なのか、学生の意見だとしたら、当該授業で行うFWに主体的に取り組もうとしなかった一部の学生の意見であり、そのような一部の学生の意見を取り上げることに疑問がある。

総合科目については、法律基本科目の単なる総復習に陥る懸念が多く箇所記述されているが、それが事実だとしたら、その主な原因は、多数を占める純粹法学未修者に対する教育実践の難しさにある。その点が分かるような記述にすべきである。

第6 第7分野に対する意見

1. 意見

評価報告書原案の第7分野における法曹に必要な資質・能力の養成について、以下に述べるように、誤解ないし事実誤認が存在する。また、これについての誤解ないし事実誤認にも続く消極的な意思否定的評価の結果、この分野の評価がCとなっている。したがって、誤解ないし事実誤認の箇所について訂正するとともに、C評価を訂正することを求める。

1 「7-1-1 法曹養成教育」の記述部分

71頁18行目「専任教員が」の記述を、「専任教員他、生協職員（理事）が」に訂正されたい。根拠については、「曹志会（そうしかい）申合わせ」を参照。

72頁14行目「試験が行われ、その成績が再試験の資格要件」の記述を、「試験が行われ、2回の中間試験と平常点の計40点の7割以上であることが再試験の資格要件」に訂正されたい。根拠については、「島根大学大学院法務研究科再試験細則」第3条2項を参照。

2 「2当財団の評価」の記述部分（72頁4行）

「法的知識の定着ばかりではなく、法的思考あるいは法的な解決力を身に付けるためには、ある程度の時間が必要であり、クォーター制では、そのための時間の確保に欠けるところがあると言わざるを得ない。」とあるが、現行の国立大学法人においては、週5日制、1日5コマで時間割を編成しなければならないが、土曜・日曜の2日間の休日、1日に必修科目は2科目以下に配置するなど時間割編成には配慮がなされており、学生には時間的余裕がある。クォーター制だから一概に学生に時間が足りないと結論づけるのは、短絡的である。したがって、法曹養成教育が十分には展開されていない要因を主としてクォーター制に帰するのは疑問であり、この点について、評価の再考を求める。

3 「2当財団の評価」の記述部分（72頁10行）

「学生の基礎的な学力の不足、法的知識の不足に目を奪われ、1年次の授業では、知識重視の講義形式の授業が行われ、学生に受身の学修姿勢を助長する結果となっている。」とあるが、3年制課程の1年次の授業において講義形式の授業による基礎的な知識の習得は必須であると考えられる。とくに、本研究科の場合は、いわゆる純粋法学未修者の比率が高く、1年次において基礎的な学力を修得させるために必要最低限度の知識の提供は不可欠であり、決して知識を重視した講義を行っているわけではない。授業において講義形式を行うことと、学生の学修姿勢とは別の次元のことであり、学生の姿勢については、別の指導の問題として、FD会議での議論等を通して取り組んでいるところである。以上から、この点について、評価の再考を求める。

4 「3多段階評価」の記述部分（72～73頁）

「当該法科大学院では、その養成しようとする法曹像とそのために必要な資質・能力を開発するための教育が必ずしも十分には展開されていない」とあるが、「法曹像」と「必ずしも十分には展開されていない」との修飾関係が結びつかず、文意が不明であるので、訂

正を求める。

C評価については、第4、第6分野の評価がBであることと比較してみると、納得の行かない点であり、訂正を求める。

第7 第8分野に対する意見

1 「8-1-1 施設・設備の確保・整備」の記述部分（77頁17行）

「演習室が1個しかなく、・・・これ以外に学生が自由に使用できるスペースもしくは空き教室がより一層確保されることが望まれる。」とあるが、74頁18～19行に記載のある「同2階のマルチメディア演習室3（25人）」はサインアップ（記帳）制で、また75頁7～8行に記載のリーガルクリニック対応法律相談室（控室付。施錠室）は「学生の自主ゼミの場」として、事務アプライ制（申出）で頻繁な利用をしている。このことの認識のうえでなお、スペースもしくは空き教室ということで「一層確保」ということか。事実認識の不完全さがあるのではないか。これらにつき、記帳、申出表を提出することが可能である。

2 「8-2-1 学習支援体制」の記述部分（80頁28行）

「全学委員（法務研究科では赤木准教授が相談員）」の括弧内の個人名は削除を求める。

第8 第9分野に対する意見

1. 誤植、文章表現の誤りの指摘

99頁15行「含めることでき」を「含めることができ」に訂正することを求める。

101頁22～24行の文章表現がおかしいので、22～23行の「修了認定会議において」を削除することを求める。

2. 意見

評価報告書原案の第9分野（9-1-1）における試験及び成績評価の事前・事後チェックについて、以下に述べるように、誤解ないし事実誤認が存在する。また、この事前・事後チェックについての誤解ないし事実誤認に基づく消極的ないし否定的評価の結果、この分野の評価がBとなっている。したがって、誤解ないし事実誤認の箇所について訂正するとともに、B評価を訂正することを求める。

1 評価報告書原案の記述

9-1-1 厳格な成績評価の設定・開示

1 当該法科大学院の現状

(3) 成績評価の客観性・厳格性

「①この事前・事後のチェックを積み重ねることにより、個別の科目毎に成績評価の基本原則を教員間に徹底することを試みている。」（92頁）

2 当財団の評価

「ただし、期末試験について、教務委員会による、試験問題、出題意図、採点基準等の事前チェック及び採点結果についての事後チェックを行っていることは、②ともすれば教員の教育内容や成績評価における裁量に介入するものとなり得るものであるから、運用には慎重さが求められよう。このような制度的な手当も異議なしとはしないが、③むしろ、普段のFD活動において教育内容や教育効果の議論（を？）する中で、試験問題や成績評価についても継続的に議論し教員間の共通理解を得ることが先決であると思われる。」（93頁）

9-1-2 成績評価の厳格な実施

2 当財団の評価

「……事前チェックを行うとともに、試験実施後も、教務委員会が採点基準、配点基準に従った成績評価がなされているかをチェックしている。こうした試みは、9-1-1で述べたように、その運用には慎重さが求められるものの、④成績評価の実施を厳格かつ確実に行うことを担保する優れた方法の一つであると評価できる。」（95-96頁）

2 自己点検・評価報告書における関連部分の記述

(1) 「1. 現状」における記述

「5）その他関係のある取り組みや工夫—事前チェック・事後チェック、FD会議

客観的で厳格な成績評価を担保するために、期末試験については予め試験問題と出題意図、採点基準と配点基準等を教務委員会に提出させ事前チェックを実施するとともに、試験実施後も採点結果につき、採点基準、配点基準に従い成績評価がなされているか（否か）の事後チェックを2006年度秋学期から教務委員会が行ってきた。この事前・事後のチェックを積み重ねることにより、個別の科目毎に成績評価の基本原則を教員間に徹底していく機会としている。

また、FD会議でも、成績評価に関する問題提起と協議を重ねてきており、法務研究科としての組織的な取り組みを続けてきている。」（114頁）

(2) 「2. 点検・評価」における記述

「1）成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況の点検評価

成績評価基準の設定については、とりわけ2006年度6月以降、教授会、FD会議等を通じて、また2007年4月からは教員要録の配布によって教員に対し周知徹底し、全面的に実施してきている。科目毎の成績評価基準につき一部教員のシラバスへの記載漏れがあったが、これを補うためのシラバス集への評価基準記載文書の綴じ込みにより対応しており、また各教員の成績評価に際しても設定された評価基準に従ってこれを実施されており、個別科目についても成績評価基準の設定は全面的に実施されている。成績評価基準の学生への事前開示についても、同基準の実施に関する教員への周知徹底を前提として、年度当初に配布する履修の手引き・授業科目一覧、各学年オリエンテーション資料及びオリエンテーション時の口頭説明、さらに各科目定期試験後の解説の配布を通じ、全面的に実施している。」

「2）良いと評価される点と改善の必要な問題点

現在の成績評価基準は、厳格な成績評価を実施するために、科目間のブレやズレを防ぎ、公平な成績評価基準を設定するために、法科大学院設置以後教授会、FD会議等で協議・検討を重ねてきたものであり、とりわけGPA評価の制度は、絶対評価を基本とした各評価基準は厳格なものとなっている。また、この制度の教員に対する周知徹底と厳格な実施は毎年作成・配布している教員要録を通じて、また学生への評価基準の開示は年度当初に実施される各学年オリエンテーションにおける説明及びそこで配付される資料を通じて、確実に行われている。

この成績評価基準の前提となる試験問題の質の確保についても、9-1-1. 2) および5) で指摘したように、教務委員会による事前・事後のチェックを通じ、また改善の課題が生じたときにはFD会議の場において取り組んで来ている。」（115頁）

3 評価報告書原案に対する疑問

1) 試験問題と成績評価に関する事前・事後のチェックの基本的意図

試験問題と成績評価に関する事前・事後のチェックの基本的ねらいは、試験の実施と成績評価を担当教員任せにせず、教育内容と成績評価について法務研究科として組織的に取り組み、研究科としての組織的な教育責任を負うというところにある。そのために、FD会議等での議論を踏まえ、かつまた手続的にも最終的には教授会の承認を受けるシステムとして導入したのである。

この基本的な意図を前提に、以下、評価報告書原案について本研究科の疑問を具体的に指摘することとする。

2) 評価報告書原案における②の下線部分について

(1) 「ともすれば……裁量に介入」という指摘は、一般論をいつているのか。

一般論であれば、そもそもFD活動で各教員の教育内容・方法や試験の在り方について点検・改善の議論を進めることが求められている法科大学院の基本システムそのものが問われることになる。

また、学生が成績評価に関する異議申立を、当該科目担当教員ではなく、法科大学院の受付機関に提起するシステムが、認証評価の基本項目の一つにあがっているが、ここで成績評価についての不備が確認された場合、当然成績の訂正が行われることになるはずである。このようなシステムも、運用によっては「裁量に介入」との指摘を受けることになるのではなかろうか。

さらに、そもそも法務研究財団による認証評価の実施についても、各法科大学院の主体的な教育内容への介入、その教育を個別に担う個々の教員の裁量への介入という議論に、論理的につながって行きはしないか、との疑問も生ずる。

そのような弊害を生まないような教育内容や方法、試験と成績評価に対する点検と改善が個々の法科大学院の取り組みとして求められており、また法務研究財団による認証評価もそのような基本線を前提としていると考える。したがって、一般論としてのこのような指摘は、必ずしも的を得たものとはいえないであろう。

(2) それとも「ともすれば……裁量に介入」という指摘は、本研究科のシステムとその運用に関する懸念をいつているのか。

本研究科における期末試験、期末再試験における事前・事後チェックの取り組みは、上記の通り、教育の自由や裁量に対する不当な介入となることのないように実施している。実際の取り組みとしても、本研究科の自己点検・評価報告書にあるような範囲で実施してきており、また教務委員会に専断的にこの権限を委ねているのではなく、成績評価に関する協議を行う一連の手続の中で、企画運営委員会での協議と承認を経て、最終的に教授会に報告し、承認を得ている。しかも、内容は「試験問題と出題意図、採点基準と配点基準等」の事前チェックと「試験実施後も採点結果につき、採点基準、配点基準に従い成績評価がなされているか（否か）の事後チェック」である。

したがって、手続的にも教務委員会に一方的に教育内容、試験内容と成績評価に関する権限を委ねることはしておらず、チェック内容も全面的に試験内容や成績評価に介入するものにはしていないのである。

以上は、本研究科の自己点検・評価報告書で指摘したとおりである。したがって、もしこのような運用の実態を超えて、「運用には慎重さが求められる」事実があるとなれば、具体的にその内容を指摘願いたい。

3) 評価報告書原案における③の下線部分について

評価報告書原案は、試験問題と成績評価に関する事前・事後のチェックよりも、「普段のFD活動」により「教員間の共通理解を得ることが先決」と指摘する。

しかしこの点も、本研究科の自己点検・評価報告書において指摘しているとおり、FD活動の中で継続的に取り組んできたテーマであり、これまで協議・検討を重ねてきたところである。そして、この事前・事後チェックのシステムは、FD活動における議論を踏まえて採用したものである。

また、教務委員会による事前・事後のチェックは、すでに指摘したように、手続的には最終的に教授会の承認を受けることにしているが、内容上改善が必要と思われるものがでてきた場合にはFD会議において問題提起を行い、この場での協議・検討を踏まえて「教員間の共通理解」を得よう努めている。このことも、自己点検・評価報告書において指摘したとおりである。

したがって、「試験の実施と成績評価を担当教員任せにせず、教育内容と成績評価について法務研究科として組織的に取り組み、研究科としての組織的な教育責任を負う」という事前・事後チェック・システムの基本的意図からは、当然FD活動での継続的な議論を前提にしており、実際にもそのように運用されてきており、このシステムがFD活動と相互補完の関係に立っていることを理解願いたい。

4) 評価報告書原案における①及び④の下線分と②及び③の下線部分との不整合について

財団評価チームによる本研究科に対する実地調査において、ここで問題となっている事前・事後チェックは、本研究科としては、比較的高く評価されたものと理解している。評価チームから出された意見は、実際に教務委員会がこれを担うのは、事務量として非常に大変ではないか、といったものであり、少なくともこのシステムや運用が教員の裁量に対する介入の危険性を有する、あるいはFD活動を通じて教員間の共通理解を得ることが先決である、などの懸念や疑問は出されていなかった。したがって、①や④の下線部分の記述では、このシステムに対してはプラス評価が示されていると思われる。この記述と対比すると、上記の②及び③の下線部分の記述は、非常に唐突な印象をぬぐうことができないし、不整合が存在すると考える。

附属資料

2006年8月1日

曹志会（そうしかい）申合わせ

（設置目的）

1. 法曹を志す山陰法科大学院生及び同大学院修了生の支援組織として、曹志会を設置する。

（組織・人員構成）

2. 曹志会は、山陰法科大学院教員有志2名と島根大学生生活協同組合職員有志2名（以下「会員」という。）を原始会員として構成する。*

（2）曹志会の目的に賛同する者は、会員となることができる。

（事業活動）

3. 曹志会は、必要に応じ、設置目的に沿った講演実施、学習支援、各種試験・講座の実施援助等の事業活動を行う。

（2）曹志会は、前項の事業活動を実施するため、必要に応じ、適切な者に協力をもとめるものとする。

（総会）

4. 曹志会は、必要に応じ、かつ年に最低2回の総会を持つものとする。

（2）総会は加入会員の承認、及び事業活動方針を決定し、同方針の実施につき総括する。

（3）議決は会員の3分の2をもって行う。

（事務局）

5. 曹志会の事務局を山陰法科大学院内の有志教員の研究室に置く。

（付則）

6. 本申し合わせは、2006年8月1日から施行する。

（付表）

* 原始会員	三宅 孝之	山陰法科大学院教員
	朝田 良作	同上
	福井 章弘	島根大学生生活協同組合職員
	長谷川任宏	同上